白山ユネスコエコパーク拡張登録の経緯

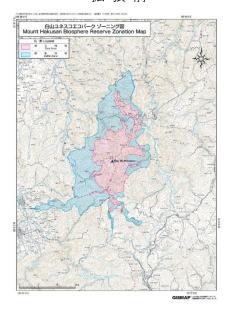
白山ユネスコエコパークは、1980年に白山国立公園をエリアとして登録されました。 ユネスコエコパークには、自然を法律や制度等によって厳格に保護する核心地域、それを 取り囲む緩衝地域、そしてその周りで、人が住みながら、自然をうまく活用していく移行地 域の3つのゾーンを設定することとされています。ところが、白山がユネスコエコパークに 登録された1980年当時は、移行地域の概念が曖昧であるなどの事情から、核心地域と緩 衝地域のみを設定したうえで登録されることも多く、白山ユネスコエコパークも核心地域 と緩衝地域のみを設定して登録されました。

しかし、1995年、核心地域・緩衝地域・移行地域の3つのゾーンを全て設定することが要件となり、登録済みのユネスコエコパークについても、2015年を申請期限として移行地域を設けることが求められました。3つのゾーンが揃っていない場合には登録抹消も有りうる情勢となったことから、白山でも2013年に、移行地域を設定する拡張登録に向けて取り組むことが合意されました。

2014年には、エリアを構成する4県7市村と環白山保護利用管理協会の12者によって、管理運営組織である白山ユネスコエコパーク協議会を設立しました。同年8月には日本ユネスコ国内委員会に申請書概要を提出し、2015年8月、国内推薦が決定されました。

2015年9月にはユネスコ本部に申請書を提出し、2016年1月には諮問機関である生物圏保存地域国際諮問委員会から承認の勧告を受けました。そして同年3月、ペルー・リマで開催された第28回 MAB 計画国際調整理事会において、拡張登録が最終的に承認されました。

拡張前



拡張後

